

第46回 定時株主総会招集ご通知における インターネット開示事項

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	
(1) 事業の経過及びその成果	1頁
(2) 財産及び損益の状況の推移	4頁
(3) 対処すべき課題	4頁
2. 会計監査人の状況	6頁

連結計算書類

連結貸借対照表	7頁
連結損益計算書	8頁
連結株主資本等変動計算書	9頁
連結注記表	10頁

計算書類

貸借対照表	22頁
損益計算書	23頁
株主資本等変動計算書	24頁
個別注記表	25頁

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	32頁
会計監査人の監査報告書謄本	35頁

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社ワットマン

第46回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記事項につきましては、法令及び定款の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内及び海外経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありました。当社が店舗を展開する東京都・神奈川県におきましても9月末まで緊急事態宣言が発令され自粛要請の強化による消費環境や消費マインドの悪化により個人消費は低迷を続けました。9月以降は国内感染者数が劇的に減少したものの、年末から変異株による流行第6波も発生し、またタイ王国においてもいまだ沈静化せず、不透明な状況が継続しております。

当社グループはこのような新型コロナウイルス感染症流行下においても前連結会計年度に引き続き、成長のための体制づくりとマネジメント力の強化を積極的にすすめるとともに、収益の改善に努めてまいりました。

具体的には、コア事業・スピンオフ事業・海外事業の3つの事業の成長を通じたオーガニックな成長を図っております。

営業政策面では、「新しい日常」に対応すべく、ネット通販の強化、スポーツ・アウトドア、ホビー、カメラ等の専門ジャンル強化を進めました。店舗政策面では、2021年6月に、カメラ専門店「ワットマンカメラ マルイシティ横浜カメラ買取センター店」をグランドオープンし、10月に総合リユース店「ワットマンベイトタウン本牧5番街店」をグランドオープンいたしました。

更に2021年7月に株式会社ホビーサーチの株式を100%取得し、インオーガニック成長戦略も本格化させました。

また、ワットマンタイランドにおいてwarehouse(倉庫)型店舗への集約を進め、Wattmann Sukhumvit 39店(Buy&Sell型)を閉店しWattmann Saimai店(warehouse型)をオープンし、収益性改善を進めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前年と比べ17億74百万円(48.8%)増収の54億9百万円となりました。これは新たに子会社化した株式会社ホビーサーチ及び開閉店売上が前年同期と比べ16億62百万円増収の18億59百万円、及び既存店売上が昨年4月全店休業からの回復により1億11百万円(3.3%)増収により35億50百万円となったことによります。

売上総利益は、売上増収に伴い前年と比べ5億36百万円(22.6%)増益の29億12百万円、売上総利益率53.8%となりました。既存店は1億14百万円(5.0%)増益の23億93百万円、ホビーサーチ及び開閉店は4億22百万円(437.0%)増益の5億19百万円となりました。

販売費及び一般管理費においては、前連結会計年度に特別損失に計上した休業期間中の人件費、家賃、減価償却費等の固定費が39百万円増加したほか、ホビーサ

一子の子会社化、営業再開による変動費の増加及び店舗数増加による経費増加により、前年と比べ5億36百万円(25.5%)増加し26億43百万円となりました。既存店では前述の事由により92百万円(4.8%)増加の20億42百万円、ホビーサーチ及び開閉店ではタイ王国子会社の店舗増加、海老名事業所増床、GS事業店舗増加、ワットマンカメラ・ベイトウン本牧5番街店開店、株式会社ホビーサーチ子会社取得に伴う一過性費用及び同社の連結開始により4億43百万円(282.4%)増加の6億円となりました。

上記のように、第2四半期連結会計期間における成長に向けた新店投資やM&Aに伴う一過性費用が発生しましたが、第3、第4四半期連結会計期間の業績復調とホビーサーチの貢献により、営業利益は前年とほぼ同水準の2億69百万円(前年比100.1%)となりました。既存店では基盤構築フェーズを経て利益構造改革を達成しつつあり21百万円増益の3億50百万円(前年比106.4%)、ホビーサーチ及び開閉店では20百万円減益の営業損失81百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前年同期と比べて16百万円増益の2億91百万円(前年比106.0%)となりました。

経常利益以下については、ワットマンタイランドの閉店決定店舗と本邦の収益性悪化店舗に関する減損損失38百万円を計上する一方で、補助金収入15百万円の計上により、税金等調整前当期純利益が前年と比べ34百万円(前年比114.4%)増益の2億70百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は56百万円(前年比127.2%)増益の2億63百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①リユース事業

リユース事業セグメントにおいてはタイ王国と国内の新店開店により、外部顧客への売上高は前年に比べ5億69百万円(前年比115.7%)増収の42億4百万円、セグメント利益はホビーサーチ社のM&A関連費用36百万円の計上により前年に比べ32百万円(前年比88.1%)減益の2億37百万円となりました。

②新品EC事業

新品EC事業においては外部顧客への売上高は12億5百万円、セグメント利益は32百万円となりました。

なお、上記記述においては、2020年3月以前より同一業態で営業中の事業所を既存店、その他事業所を開閉店としております。また、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により、当連結会計年度の売上高は22百万円減少し、売上原価は18百万円減少し、販売費及び一般管理費は4百万円減少しております。なお営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益、並びに利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、当社グループは、従来、リユース事業の単一事業のため、セグメント別に業績を説明しておりませんが、当連結会計年度から「リユース事業」「新品EC事業」の各セグメント別に業績を説明しております。

品目別売上高

品別		期別	前連結会計年度（第45期）		当連結会計年度（第46期）		前年同期比
			売上高	構成比	売上高	構成比	
オー ガ ニ ク 事 業	電 化 製 品 等		千円	%	千円	%	%
	742,817	20.8	807,633	19.2	108.7		
	服 飾 等						
	1,190,982	38.3	1,254,586	29.9	105.3		
	パ ッ ケ ー ジ メ デ ィ ア						
936,197	26.0	921,333	21.9	98.4			
ホ ビ ー							
283,343	7.8	602,965	14.3	212.8			
そ の 他							
481,496	7.1	617,540	14.7	128.3			
小計							
		3,634,837	100.0	4,204,059	100.0	115.7	
(株) ホビーサーチ(ホビー)							
		—	—	1,205,190	100.0	—	
合計							
		3,634,837	—	5,409,250	—	148.8	

オーガニック事業

(電化製品等)

売上高は前年大規模休業からの回復等により8億7百万円となりました。売上総利益は、増収により5億28百万円となりました。

(服飾等)

売上高は前年大規模休業からの回復等により12億54百万円となりました。売上総利益は、増収により7億85百万円となりました。

(パッケージメディア)

売上高はジャンルの不振等により9億21百万円となりました。売上総利益は、6億1百万円となりました。

(ホビー)

売上高はGS、ワットマンホビー等専門業態新店開店により6億2百万円となりました。売上総利益は、増収により2億78百万円となりました。

(株)ホビーサーチ(ホビー)

売上高12億5百万円、売上総利益2億20百万円となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第 43 期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第 44 期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第 45 期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第 46 期 (当連結会計年度) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売 上 高 (千円)	-	3,681,922	3,634,837	5,409,250
経 常 利 益 (千円)	-	311,073	275,019	291,603
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	256,243	207,449	263,871
1株当たり当期純利益 (円)	-	117.15	94.85	121.23
総 資 産 (千円)	-	3,340,102	3,576,542	4,319,960
純 資 産 (千円)	-	2,552,618	2,712,046	2,588,085

(注) 1. 第43期は連結計算書類を作成していないため、財産及び損益の状況については記載しておりません。

2. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第44期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」は株式分割後の数値を表示しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、中期的な企業価値向上に向け、2018年3月期より「基盤構築フェーズ」として既存事業の基盤強化を図っております。

具体的には、中期的に利益を増大するための「攻め」と、中期的かつ継続的に利益を確保するための「守り」両面の強化をへて、リユース業の競争優位の源泉である買取力(仕入力)を強化する体制、多様な商品を効率的に買取、商品化、販売、輸出のサイクルを高速回転させる体制を確立させました。この「トコトン買取」体制が当社の強みであり、買取のお客様の流入を促し、離脱を防ぐ仕組みとなっております。

2022年3月期においては「攻め」と「守り」の戦略を継続・発展させ「コア事業」「スピノフ事業」「海外事業」が有機的に結びついたオーガニック成長戦略による企業価値の向上を進めてまいりました。

「コア事業」においては、大型店の出店・既存店の増床による大型化、強みである「トコトン買取」を更に強化し事業成長を図ります。

「スピノフ事業」においては、既存事業の取扱商材を切り出し業態として独立させることで専門性の向上を図ります。また既存売場とスピノフ事業業態の複合店化により「コア事業」への成長寄与を進めてまいります。

「海外事業」においては、海外リユースによる利益構造改善とともに、単なる海外進出に留まらず、国内既存店でリユースが難しい商材を海外にて再リユースすることにより、国内における「トコトン買取」の更なる強化し「コア事業」への成長寄与を図ります。また、「海外事業」においても「スピノフ事業」の展開を行い、「スピノフ事業」の成長寄与を進めることも検討しております。

更に、2021年7月に株式会社ホビーサーチの株式を100%取得し、インオーガニック成長戦略も本格化させました。

これらの施策を強力に推進することにより、更なる飛躍を図り、企業価値の向上へ繋げてまいります。

2. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 36,500千円

当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるWATT MANN (THAILAND) CO., LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,766,598	流 動 負 債	1,053,167
現金及び預金	1,494,746	買掛金	266,250
売掛金	195,288	短期借入金	68,600
商 品	905,688	1年内返済長期借入金	141,280
そ の 他	170,874	未払費用	274,943
		未払法人税等	51,095
固 定 資 産	1,553,361	未払消費税等	27,759
有形固定資産	597,432	賞与引当金	30,490
建物及び構築物	152,128	契約負債	29,790
機 械 装 置	4,768	そ の 他	162,957
車 両 運 搬 具	4,520	固 定 負 債	678,706
工具、器具及び備品	53,558	長期借入金	554,032
土 地	382,457	退職給付に係る負債	35,205
		長期預り保証金	89,468
		負 債 合 計	1,731,874
無形固定資産	286,663	(純資産の部)	
の れ ん	275,646	株 主 資 本	2,659,097
そ の 他	11,017	資 本 金	500,000
		資 本 剰 余 金	1,381,380
投資その他の資産	669,265	利 益 剰 余 金	879,107
投資有価証券	5,058	自 己 株 式	△101,390
長期貸付金	12,880	その他の包括利益累計額	△95,279
長期前払費用	14,494	その他有価証券評価差額金	868
敷金及び保証金	486,331	土地再評価差額金	△95,726
繰延税金資産	150,420	為替換算調整勘定	△421
そ の 他	80	非 支 配 株 主 持 分	24,267
		純 資 産 合 計	2,588,085
資 産 合 計	4,319,960	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,319,960

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,409,250
売 上 原 価		2,496,461
売 上 総 利 益		2,912,789
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,643,190
営 業 利 益		269,598
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,270	
受 取 配 当 金	69	
受 取 手 数 料	8,736	
為 替 差 益	1,686	
違 約 金 収 入	15,788	
そ の 他	4,156	31,709
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,150	
前 払 賃 料 償 却	4,376	
そ の 他	1,177	9,704
経 常 利 益		291,603
特 別 利 益		
保 険 差 益	335	
補 助 金 収 入	15,800	
有 形 固 定 資 産 売 却 益	1,359	17,495
特 別 損 失		
減 損 損 失	38,255	
有 形 固 定 資 産 除 却 損	359	38,614
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		270,483
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		61,103
法 人 税 等 調 整 額		△54,491
当 期 純 利 益		263,871
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		263,871

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	1,659,861	680,849	△57,570	2,783,141
当期変動額					
剰余金の配当			△65,613		△65,613
親会社株主に帰属する当期純利益			263,871		263,871
自己株式の取得				△347,827	△347,827
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分		△278,481		304,006	25,525
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△278,481	198,257	△43,820	△124,043
当期末残高	500,000	1,381,380	879,107	△101,390	2,659,097

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	834	△95,726	△374	△95,266	24,171	2,712,046
当期変動額						
剰余金の配当						△65,613
親会社株主に帰属する当期純利益						263,871
自己株式の取得						△347,827
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分						25,525
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	33		△46	△12	96	83
当期変動額合計	33	—	△46	△12	96	△123,960
当期末残高	868	△95,726	△421	△95,279	24,267	2,588,085

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 WATT MANN (THAILAND) CO., LTD.、株式会社ホビーサーチ

なお、株式会社ホビーサーチについては、全株式の取得により当連結会計年度から連結子会社に含めることとなりました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、連結子会社の同決算日現在の財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券…………… 市場価格のない株式等以外のもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

リユース（テック・スタイル業態）… 売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

リユース（ブックオフ業態他）… 総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

新品（(株)ホビーサーチ他）… 移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
- ② 無形固定資産…………… ソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ 長期前払費用…………… 定額法
- ④ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法… 金利スワップ取引については、特例処理要件を満たしておりますので、特例処理を適用しております。
- ② ヘッジ手段と対象
 - ヘッジ手段 ……金利スワップ取引
 - ヘッジ対象 ……借入金利
- ③ ヘッジ方針 …… 内部規程に基づき、借入金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法… 金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

支出の効果の及ぶ期間(10年)に基づく定額法

(7) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

主要な事業における主な履行義務の内容

総合リユース事業及び新品EC事業はともに一般消費者に対して各種商品の販売をします。当該販売においては商品の引渡しを履行義務と認識しています。また、新品EC事業においては、自社ポイント制度につき会員に付与したポイントを履行義務として識別しています。

収益を認識する通常の時点

総合リユース事業及び新品EC事業は商品を顧客に引渡した時点で収益を認識しております。なお、新品EC事業における自社ポイントに配分された取引価格はポイントが使用された時点で収益を認識しております。

取引価格の算定

総合リユース事業及び新品EC事業における、取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、返品等の見積額を控除した金額で算定しております。なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

履行義務への配分額の算定

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、総合リユース事業においては1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。なお、新品EC事業における自社ポイントに対しては将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行います。これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足後概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、ネット通販において利用できる他社ポイントについて、従来は販売費及び一般管理費の販売手数料として処理していましたが、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

また、一部受託販売に係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

更に、ネット通販に係る収益について、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は22,894千円減少し、売上原価は18,528千円減少し、販売費及び一般管理費は4,366千円減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益、並びに利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)を当連結会計年度から適用しております。

当該会計基準の適用については、当該会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	金額
有形固定資産	597,432千円
無形固定資産	286,663千円
減損損失	38,255千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当社グループは、主として各事業所を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として資産のグルーピングをしており、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等に減損の兆候を把握しております。

減損の兆候が把握された事業所については、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が当該事業所の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会によって承認された翌連結会計年度の事業計画の基礎となる各事業所の将来売上予測及び将来営業損益に基づいて見積もっております。翌連結会計年度以降の各事業所の将来売上予測及び将来営業損益については、翌連結会計年度の事業計画に売上成長率等を加味し見積もっております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、当社については軽微であるものの、海外子会社については収束時期が2022年12月期以降となると仮定しております。当該新型コロナウイルス感染症の影響、リユース市場の動向等に基づき見積もった各事業所の売上成長率と売上総利益率を主要な仮定としております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

同感染症の影響等により翌連結会計年度以降の売上予測及び営業損益予測が当該見積りと異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,466,338千円

(2) 担保に供している資産

建物 49,826千円

土地 382,457千円

対応する債務

長期借入金 397,926千円

(3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価前の帳簿価額 478,183千円

再評価後の帳簿価額 382,457千円

なお、当該事業用土地の2022年3月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を93,350千円下回っております。

(連結損益計算書に関する注記)

当社は以下のグループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗等	建物及び構築物 器具及び備品 長期預け金 長期前払費用	海老名事業所、神奈川県海老名市 本厚木事業所、神奈川県厚木市 上大岡事業所、神奈川県横浜市 Wattmann Sukhumvit39店、タイ王国バンコク市

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所を基本単位とした資産のグルーピングを行い、当社等については全社資産としてグルーピングしております。減損損失の認識に至った経緯としては、収益性が低下した事業所の固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(38,255千円)として特別損失に計上いたしました。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 発行済株式の総数に関する事項 普通株式 1,136,854株
(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	43,290株	129,400株	129,500株	43,190株

- (注) 1. 会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得による増加129,400株
2. 譲渡制限付株式報酬の付与による減少129,500株
3. 当社は、2022年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

(3) 配当に関する事項

(i) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	65,613	60.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(ii) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 87,493千円
② 1株当たり配当額 80.00円
③ 基準日 2022年3月31日
④ 効力発生日 2022年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 当社の金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等及び有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業保証金を預かるなどしてリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金と設備投資資金（長期）であります。

デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	5,058	5,058	—
(2) 敷金及び保証金	503,575	499,905	△3,669
資産計	508,634	504,964	△3,669
(3) 短期借入金	(68,600)	(68,600)	—
(4) 長期借入金	(695,312)	(700,496)	5,184
負債計	(763,912)	(769,096)	5,184

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	2022年3月31日
出 資 金	80

2. 敷金及び保証金は流動資産に区分される1年内償還予定敷金及び保証金を含みます。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	5,058	—	—	5,058
資産計	5,058	—	—	5,058
負債計	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	499,905	—	499,905
資産計	—	499,905	—	499,905
短期借入金	—	68,600	—	68,600
長期借入金	—	700,496	—	700,496
負債計	—	769,096	—	769,096

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した当該敷金及び保証金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せし、信用リスクを加味した利率で割引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	リユース事業	新品EC事業	計		
ワットマンスタイル業態	1,587,558	—	1,587,558	—	1,587,558
ワットマンテック業態	960,598	—	960,598	—	960,598
ブックオフ業態	900,636	—	900,636	—	900,636
ホビー関連業態	425,733	1,205,190	1,630,924	—	1,630,924
カウマン業態	61,910	—	61,910	—	61,910
Warehouse Store(タイ)	113,060	—	113,060	—	113,060
その他	154,561	—	154,561	—	154,561
顧客との契約から生じる収益	4,204,059	1,205,190	5,409,250	—	5,409,250
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	4,204,059	1,205,190	5,409,250	—	5,409,250

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4 会計方針に関する事項(8) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	110,693
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	195,288
契約負債(期首残高)	—
契約負債(期末残高)	127,755

契約負債は主に新品EC事業における、引渡し時に収益を認識する商品販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受収益に関するもの、及び自社ポイント制度に係る顧客に付与したポイントの期末時点残高に配分された取引価格に相当するものです。前受収益は引渡し完了により履行義務の充足時点、自社ポイントに係る残高はポイントの使用による履行義務の充足時点で収益が認識され取崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(企業結合等関係注記)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ホビーサーチ

事業の内容 インターネットによる通信販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は店舗型リユース業を主力領域として事業展開しており、直近においては、コア事業（総合リユース事業）・ホビー業態等のスピノフ事業・ASEANを中心とする海外事業の3つの事業を中核としたオーガニックな成長を進めております。

今回株式取得を決定したホビーサーチ社は、1999年から20年以上にわたりフィギュアを中心としたホビーグッズを取扱うインターネット通販(EC)会社として、54万人超のユーザーを有する自社ECサイトを運営しております。

ホビーサーチ社の抱える54万人のユーザーに対して当社のリユース事業を組み合わせ、+αのサービスを提供し、加えて当社が有するリアル店舗展開のノウハウ等を活用し、中長期的に人員・技術シナジーを発揮することで、今後の当社グループの企業価値向上に資すると判断し、本株式取得を決議いたしました。

(3) 企業結合日

2021年7月21日(取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社ホビーサーチ

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金の引渡し及び負債を引き受けることとなる企業であることから当社を取得企業として決定しました。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年7月1日(みなし取得日)から2021年12月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

相手先の意向により非公開としておりますが、公平性・妥当性を確保するため、第三者算定機関による株式価値の算定結果を勘案し決定しております。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

仲介会社及び弁護士・会計士・税理士等専門家に対する報酬・手数料等42,060千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間並びに企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 発生したのれん

290,153千円

(2) 発生原因

主として株式会社ホビーサーチが有するユーザー会員及びECサイトの知名度によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	511,408千円
固定資産	29,325 "
資産合計	540,734 "
流動負債	520,888 "
固定負債	30,000 "
負債合計	550,888 "

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 1,172円12銭

(2) 1株当たり当期純利益 121円23銭

(注) 当社は2022年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2022年3月7日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月20日に発表いたしました「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の単元株価を下げるための取組として、また投資家の皆様の利便性の向上ひいては当社株式の流動性向上を目的として、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の割合及び時期：2022年4月1日付をもって2022年3月31日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。
2. 分割により増加する株式数 普通株式1,136,854株
3. 1株当たり情報に及ぼす影響
1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報に関する注記)に反映されております。
4. 定款の一部変更

(1)変更理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を変更いたしました。

なお、定款の変更の効力発生日は、2022年4月1日(金曜日)となります。

(2)変更内容(下線は変更部分)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 2, 4 0 0, 0 0 0株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 4, 8 0 0, 0 0 0株とする。

(その他の注記)

※ 記載の金額は、その表示単位未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,037,907	流 動 負 債	451,826
現金及び預金	1,102,918	買掛金	19,750
売掛金	125,049	1年内返済長期借入金	126,280
商 品	678,544	未払金	9,378
前 渡 金	500	未払費用	144,606
前払費用	70,000	未払法人税等	50,915
1年内償還長期預け金	17,243	未払消費税等	27,381
そ の 他	43,650	前受金	42,059
		預り金	8,054
固 定 資 産	1,588,654	賞与引当金	23,400
有 形 固 定 資 産	572,815	固 定 負 債	631,601
建 物	141,613	長期借入金	493,532
構 築 物	3,383	退職給付引当金	35,205
機 械 装 置	4,768	預り保証金	89,468
車 両 運 搬 具	4,520	債務保証損失引当金	13,395
器 具 及 び 備 品	36,072	負 債 合 計	1,083,427
土 地	382,457	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	9,648	株 主 資 本	2,637,992
電 話 加 入 権	4,504	資 本 金	500,000
ソ フ ト ウ ェ ア	5,144	資 本 剰 余 金	1,381,380
投 資 其 他 の 資 産	1,006,190	資 本 準 備 金	240,835
投 資 有 価 証 券	5,058	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,140,544
関 係 会 社 株 式	322,060	利 益 剰 余 金	858,002
長 期 貸 付 金	12,880	そ の 他 利 益 剰 余 金	858,002
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	133,102	繰 越 利 益 剰 余 金	858,002
長 期 前 払 費 用	14,494	自 己 株 式	△101,390
繰 延 税 金 資 産	82,255	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△94,857
敷 金 及 び 保 証 金	474,929	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	868
そ の 他	80	土 地 再 評 価 差 額 金	△95,726
貸 倒 引 当 金	△38,670	純 資 産 合 計	2,543,134
資 産 合 計	3,626,562	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,626,562

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,135,001
売 上 原 価		1,482,113
売 上 総 利 益		2,652,887
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,341,006
営 業 利 益		311,881
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,310	
受 取 手 数 料	8,736	
為 替 差 益	1,629	
違 約 金 収 入	15,788	
そ の 他	2,135	30,601
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,656	
そ の 他	5,284	8,940
経 常 利 益		333,541
特 別 利 益		
保 険 差 益	335	
補 助 金 収 入	15,800	
有 形 固 定 資 産 売 却 益	1,359	17,495
特 別 損 失		
減 損 損 失	30,937	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	24,333	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	38,670	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	13,395	
有 形 固 定 資 産 除 却 損	359	107,696
税 引 前 当 期 純 利 益		243,340
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		60,938
法 人 税 等 調 整 額		△6,249
当 期 純 利 益		188,651

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	500,000	240,835	1,419,026	1,659,861	734,965	734,965
当期変動額						
剰余金の配当					△65,613	△65,613
当期純利益					188,651	188,651
自己株式の取得						
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分			△278,481	△278,481		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△278,481	△278,481	123,037	123,037
当期末残高	500,000	240,835	1,140,544	1,381,380	858,002	858,002

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△57,570	2,837,256	834	△95,726	△94,891	2,742,365
当期変動額						
剰余金の配当		△65,613				△65,613
当期純利益		188,651				188,651
自己株式の取得	△347,827	△347,827				△347,827
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分	304,006	25,525				25,525
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			33		33	33
当期変動額合計	△43,820	△199,264	33	—	33	△199,230
当期末残高	△101,390	2,637,992	868	△95,726	△94,857	2,543,134

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券…………… 市場価格のない株式等以外のもの
期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

リユース（テック・スタイル業態）… 売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
リユース（ブックオフ・ホビー業態）… 総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
② 無形固定資産…………… ソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
③ 長期前払費用…………… 定額法
④ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額ば当事業年度負担額を計上しております。
③ 退職給付引当金……… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。
④ 債務保証損失引当金… 関係会社の財政状態を勘案し、関係会社の損失に伴う負担に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法……金利スワップ取引については、特例処理要件を満たしておりますので、特例処理を適用しております。

②ヘッジ手段と対象

ヘッジ手段 ……金利スワップ取引

ヘッジ対象 ……借入金利

③ヘッジ方針 ……内部規程に基づき、借入金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので有効性の評価を省略しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

主要な事業における主な履行義務の内容

当社は一般消費者に対して各種商品の販売をします。当該販売においては商品の引渡しを履行義務と認識しています。

収益を認識する通常の時点

当社は商品を顧客に引渡した時点で商品を顧客に引渡した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定

当社の取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、返品等の見積額を控除した金額で算定しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

履行義務への配分額の算定

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、当社においては1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。履行義務に対する対価は、履行義務を充足後概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、ネット通販において利用できる他社ポイントについて、従来は販売費及び一般管理費の販売手数料として処理していましたが、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

また、一部受託販売に係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

更に、ネット通販に係る収益について、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は22,894千円減少し、売上原価は18,528千円減少し、販売費及び一般管理費は4,366千円減少しております。なお営業利益、経常利益及び税引前当期純利益、並びに利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)を当事業年度から適用しております。

当該会計基準の適用については、当該会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額
有形固定資産	572,815千円
無形固定資産	9,648千円
減損損失	30,937千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法、②主要な仮定、③翌年度の計算書類に与える影響

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)1. 固定資産の減損に記載のとおりです。

(貸借対照表に関する注記)

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,447,704千円
- (2) 担保に供している資産
- | | |
|----|-----------|
| 建物 | 49,826千円 |
| 土地 | 382,457千円 |
- 対応する債務
- | | |
|-------|-----------|
| 長期借入金 | 397,926千円 |
|-------|-----------|
- (3) 債務保証
- 連結子会社WATTMANN (THAILAND) CO., LTD. の金融機関からの借入金121,600千円に対して債務保証を行っております。
- (4) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算出しております。
- | | |
|------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 再評価前の帳簿価額 | 478,183千円 |
| 再評価後の帳簿価額 | 382,457千円 |
- なお、当該事業用土地の2022年3月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を93,350千円下回っております。
- (5) 関係会社に対する金銭債権
- | | |
|-----------|-----------|
| 売掛金 | 6,300千円 |
| 未収入金 | 21,274千円 |
| 関係会社長期貸付金 | 133,102千円 |

(損益計算書に関する注記)

(1) 減損損失

当社は以下のグループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗等	建物及び構築物	海老名事業所、神奈川県海老名市
	器具及び備品	本厚木事業所、神奈川県厚木市
	長期預け金	上大岡事業所、神奈川県横浜市
	長期前払費用	

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社等については全社資産としてグルーピングしております。減損損失の認識に至った経緯としては、収益性が低下した事業所の固定資産帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(30,937千円)として特別損失に計上いたしました。

(2) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

関係会社に対する売上高	61,090千円
関係会社からの仕入高	740千円
関係会社からの受取利息	977千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	43,290株	129,400株	129,500株	43,190株

- (注) 1. 会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得による増加129,400株
2. 譲渡制限付株式報酬の付与による減少129,500株
3. 当社は2022年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,331千円
賞与引当金	7,092千円
未払事業所税	2,842千円
減損損失累計額	18,246千円
税務上の繰越欠損金	61,384千円
貸倒引当金	11,721千円
関係会社株式評価損	7,375千円
株式報酬費用	7,736千円
債務保証損失引当金	4,060千円
その他	26,992千円
小計	153,782千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	一千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	69,908千円
繰延税金資産合計	83,874千円
繰延税金負債	
その他	1,619千円
繰延税金負債合計	1,619千円
繰延税金資産の純額	82,255千円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 4会計方針に関する事項(8)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	WATT MANN (THAILAND) CO., LTD.	(所有) 直接 49.0	当社の子会社	資金の援助 債務保証(注2)	16,785 121,600	関係会社長期貸付金	33,102
	株式会社ホビーサーチ	(所有) 直接 100.0	当社の子会社	資金の援助	100,000	関係会社長期貸付金	100,000

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

現地の市場金利及び財政状態を勘案して利率を決定しております。

2. 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。

3. WATT MANN (THAILAND) CO., LTD. への貸付金に対し、25,790千円の貸倒引当金を設定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	清水一郷	(被所有) 直接 2.7	株主	株式の取得	111,820	—	—
	清水とも子	(被所有) 直接 1.6	株主	株式の取得	65,587	—	—
	田中和雄	(被所有) 直接 1.5	株主	株式の取得	68,006	—	—
	田中玲子	(被所有) 直接 2.3	株主	株式の取得	102,412	—	—

(注) 2021年7月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3) の方法により取得しており、取引価格は2021年7月14日の終値によるものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額

1,162円66銭

(2) 1株当たり当期純利益

86円67銭

(注) 当社は、2022年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2022年3月7日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月20日に発表いたしました「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の単元株価を下げるための取組として、また投資家の皆様の利便性の向上ひいては当社株式の流動性向上を目的として、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の割合及び時期：2022年4月1日付をもって2022年3月31日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。
2. 分割により増加する株式数 普通株式1,136,854株
3. 1株当たり情報に及ぼす影響
1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報に関する注記)に反映されております。
4. 定款の一部変更

(1)変更理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を変更いたしました。

なお、定款の変更の効力発生日は、2022年4月1日(金曜日)となります。

(2)変更内容(下線は変更部分)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 2, 4 0 0, 0 0 0株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 4, 8 0 0, 0 0 0株とする。

(計算書類に関する注記)

※ 記載の金額は、その表示単位未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社ワットマン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 秀 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 幸 享

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワットマンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワットマン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められているが、監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年 5月 27日

株式会社ワットマン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 秀 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 幸 享
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワットマンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上